大和市告示第136号

大和市夜間診療運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年6月27日

大和市長 大 木 哲

大和市夜間診療運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市夜間診療運営費補助金交付要綱(平成19年大和市告示第127号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「病院群輪番制病院で」及び「。以下「規則」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
- (1) 夜間診療事業 夜間(次に掲げる日の区分に応じ、それぞれ次に定める時間帯をいう。以下同じ。) に診療を行う事業をいう。
 - ア 平日 午後5時から翌日の午前8時まで
 - イ 土曜日 午後1時から翌日の午前8時まで
 - ウ 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに 12月29日から翌年1月3日までの日 午前8時から翌日の午前8時まで
- (2) 救急告示病院 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定 により、救急病院として神奈川県知事が告示した大和市内の医療機関をいう。
- (3) 病院群輪番制病院 救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生省 医務一局長通知「救急医療対策の整備事業について」別添)により実施する病院群輪番制方式 に参加する大和市内の医療機関をいう。

第5条を第7条とする。

第4条中「補助金額は、」の次に「夜間の」を加え、「を補助するもの」を削り、同条を第5条 とし、同条の次に次の1条を加える。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、毎年6月末日までに行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(補助事業)

第3条 補助事業は、救急告示病院又は病院群輪番制病院であって市長が適当と認めたもの及び公 益社団法人大和市医師会が行う夜間診療事業とする。

附則

この要綱は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。